

湖北生健会が生活保護行政で市と懇談



米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel.52-1969
藤田正雄 Tel.55-1128
太田幸代 Tel.54-2286

http://www.jcp-maibarashigidan.com

「車の所有」「扶養義務者の援助」等理由をつけた受付拒否はしない

5月13日、に湖北生活と健康を守る会（会長・大石栄昭）は、米原市福祉事務所と生活保護行政のあり方について懇談をしました。これは、消費税が引き上げられ、年金が引き下げられ、多くの市民の生活がますます厳しくなる中、生活保護を申請したいと相談に行く市民が増えています。しかし政府は生活保護費を下げようとしており、福祉事務所の窓口では、生活保護の申請書を渡さず、窓口で返すという事態が起こっています。このような不当な窓口対応について申し入れました。

730億円の削減

第1に政府はこの3年間で生活費の保護で670億円、住宅扶助で60億円の生活保護費の削減を行ってききました。これ以上の削減は命にかかわるものであり、憲法で保障された「健康で文化的な生活」が保障される改善をはかるよう、国に強く働きかけることを申し入れました。そして住宅扶助については、一律に適用するのではなく、柔軟な対応を求めました。

年1回の資産調査は不要

第2には、資産調査については、申請時に確認しているの、その他疑義があればその時に調べればいいことであり、毎年すべきではない。資産調査は強制しないことを申し入れました。

申請希望者には申請書を

第3には、「車があると申請できない」とか「扶養義務者の援助は」とか保護申請前に違法な申請拒否は行わず、「しおり」により説明を丁寧にして、申請を希望される方には申請書を必ず交付することを申し入れました。（自家用車の保有も条件により認められるとされています）

一時扶助にしっかり対応を

第4には、生活保護には一時扶助（住宅維持や通院費など）が認められていますが、受給者の生活状況で相

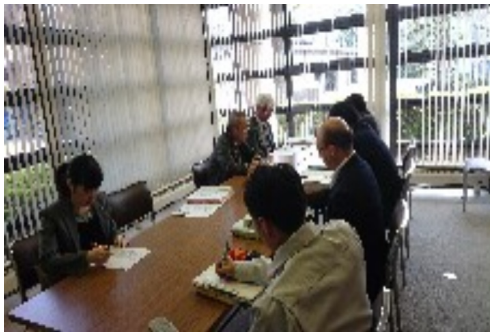
談等があれば、しっかりと対応することを求めました。

不正受給決めつけは不当

第5には、なんでもかんでも生活保護法78条の不正受給とみなさず、控除が認められる63条で対応すること。またマイナンバーを強制しないことを申し入れました。

懇切丁寧な指導を行う

市では国の指導で受けしつかり対応している。生活保護相談者には一律の指導ではなく、懇切丁寧な指導を行っていききたい。申請権を侵害するようなことはないとの回答がありました。今後とも懇談を行っていくことが話し合われました。市議会議員としては、太田議員、藤田議員が参加しました。



2016年第2回定例会日程決まる

- 5月24日 発言締切・議運
- 27日 開会
- 6月2日 一般質問
- 3日 一般質問
- 6日 健福常任委員会
- 7日 産経常任委員会
- 8日 総教常任委員会
- 10日 庁舎特別委員会
- 15日 議会運営委員会
- 16日 最終日

※議会開会時間は通常9時30分から開会されます。是非傍聴をお願いします。本会議はZTVでも放映されます。

松崎議員に役職辞任勧告

議員政治倫理条例に基づき、松崎議員のブログに対する政治倫理審査会が5回にわたって審査会が行われ、その結果ブログの内容は「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと」に抵触するとして審査会から報告されました。その結果に基づき、議長から現在の総務教育常任委員長と広報特別委員長の職を辞任する勧告が出され、ブログの不適切とされた文言の削除と該当者の名誉回復が求められています。

雑感

松崎議員のブログについて、まだ引き続き反論らしきものが書きなぐられています。自分はいじめられている。だから、自分を守るためには、相手を罵倒しても当然だとの彼独特の主張です。議会は当然議論の場です。すべて自分の意思が通じるとは限りません。だから自分の主張はしっかりする。相手の意見も聞く。議会のルール、議会外でのルール、議員としての政治倫理を守ることが必要ではないかと思えます。